

第134回南あわじ市議会定例会議事日程（第6号）

令和7年9月26日（金）午前10時開議

第1 委員会調査報告

第2 議案第56号～議案第59号、議案第62号、議案第63号（6件一括上程）

- 議案第56号 令和7年度南あわじ市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第57号 南あわじ市職員の育児休業等に関する条例及び南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第58号 南あわじ市議会議員及び南あわじ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第59号 南あわじ市淡路鳴門岬公園開発基金条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第62号 南あわじ市デジタル防災行政無線システム再整備工事請負契約の締結について
- 議案第63号 物品売買契約の締結について（浄水器付大型自走式水洗トイレカー）

第3 議案第60号、議案第61号、議案第64号～議案第69号（8件一括上程）

- 議案第60号 南あわじ市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第61号 南あわじ市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第64号 字の区域の変更について（八幡北地区）
- 議案第65号 市道路線の認定について
- 議案第66号 市道路線の変更について
- 議案第67号 財産の譲与について（生産物直売所丸山漁港「魚彩館」）
- 議案第68号 財産の譲与について（丸山漁業活性化センター）
- 議案第69号 損害賠償額の決定及び和解について

第4 認定第1号～認定第12号（12件一括上程）

- 認定第1号 令和6年度南あわじ市一般会計決算の認定について
- 認定第2号 令和6年度南あわじ市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認定第3号 令和6年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 認定第4号 令和6年度南あわじ市介護保険特別会計決算の認定について
- 認定第5号 令和6年度南あわじ市土地開発事業特別会計決算の認定について

認 定 第 6 号	令和6年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計決算の認定について
認 定 第 7 号	令和6年度南あわじ市国民宿舎事業特別会計決算の認定について
認 定 第 8 号	令和6年度南あわじ市広田財産区特別会計決算の認定について
認 定 第 9 号	令和6年度南あわじ市福良財産区特別会計決算の認定について
認 定 第 10 号	令和6年度南あわじ市北阿万財産区特別会計決算の認定について
認 定 第 11 号	令和6年度南あわじ市沼島財産区特別会計決算の認定について
認 定 第 12 号	令和6年度南あわじ市下水道事業会計決算の認定について

- | | | |
|----|----------------------------|---|
| 第5 | 請 願 第 1 号 | 子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、カリキュラム・オーバーロードの解消と2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について |
| 第6 | 発 委 第 3 号 | 子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、カリキュラム・オーバーロードの解消と2026年度政府予算に係る意見書について |
| 第7 | 発 委 第 4 号 | 南あわじ市議会会議規則の一部を改正する規則制定について |
| 第8 | 議員派遣の申し出 | |
| 第9 | 議会運営委員会、常任委員会の閉会中の継続調査の申し出 | |

(公 印 省 略)
令和7年9月26日

南あわじ市議会
議長 久 米 啓 右 様

総務文教常任委員会
委員長 阿 部 守

委 員 会 調 査 報 告 書

第128回南あわじ市議会定例会において総務文教常任委員の選任が行われて以後、開催された所管事務調査の経過及び結果を会議規則第108条の規定により、別紙のとおり報告いたします。

調 査 概 要

1 調査事件

- (1) 市の総合的企画、調整について
- (2) 行財政計画について
- (3) 市有財産の維持管理と財源の確保について
- (4) 情報化の推進について
- (5) 離島振興対策について
- (6) 国際交流及び友好市町の調査について
- (7) 人権施策について
- (8) 消防・防災対策の推進について
- (9) 教育の充実、文化・スポーツの振興と関係施設の整備について
- (10) 青少年の健全育成について
- (11) 選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会に關すること

2 調査の経過

令和6年11月21日、第128回南あわじ市議会定例会において、総務文教常任委員の選任が行われ、以後、10回にわたり委員会を開催しその内8回、所管事務調査を行った。

昨年度より実施している事務事業評価について、本年度も対象事業の検証と評価を行うため執行機関へのヒアリングを行い、委員会より評価結果及び提言書を提出した。

調査事件について現状を把握するため、先進的取り組みを行っている関係団体に管外調査を3日間にわたって実施した。

「より深い議論」を目的として、引き続き質問の事前通告制を取り入れ議論を深めた。

(1) 所管事務調査のため開催した委員会

令和7年1月17日、2月10日、4月21日、5月19日、6月18日、7月24日、8月18日、9月19日

(2) 管外調査

令和7年5月12日～14日

○大分県別府市

・BEPPO×デジタルファースト宣言について

○福岡県嘉麻市

・義務教育学校について

○福岡県宇美町

- ・部活動の地域移行について
- 熊本県宇土市
- ・防災対策について

3 調査の結果

(1) 市の総合的企画、調整について

過疎地域や高齢者の交通移動手段は、現在、らん・らんバスでは十分に対応できていない状況である。その問題を解決する事業を開始するために、民間事業者等から車両調達や費用面に関する相談や情報が寄せられた場合、市は速やかに協議や検討を行い、支援する体制を整えていただきたい。

(2) 行財政計画について

市内21か所にある市民交流センターについて、市民が市役所に行かずとも事務手続きが終了する方法などが以前から検討されている。しかし、現状では進展がみられない。利便性向上を考え、市民交流センターを最大限に活用する取り組みを、再度検討していただきたい。

(3) 市有財産の維持管理と財源の確保について

旧丸山小学校跡地の利活用計画を検討する際には、これからの高齢化社会を見据えた公共交通機関の充実と地域の利便性向上につながる施設や設備の導入などの要素を組み込んだ総合的な計画を立案し、跡地の有効活用と地域の発展を同時に実現させていただきたい。

慶野松原で松の老朽化による倒木が発生した件について、この松林は市民や観光客など多くの人が散策する場所だが、倒木による人的被害が発生すると、観光地としての評判に悪影響を及ぼす。倒木の可能性がある松の調査と洗い出し、定期的な剪定や管理の実施、危険な箇所の立ち入り制限や注意喚起などの対策を今後も継続し、安全で魅力的な松原の維持に努めていただきたい。

(4) 離島振興対策について

沼島の小規模特認校の取り組みを成功させるためには、迎え入れた家族の生活環境整備が重要である。住宅問題の解決は、小規模特認校の持続的な発展につながる重要な要素であると考えられる。親子で住める寄宿舎の建設や沼島での市営住宅の整備を検討し、新たに沼島に移住してくる家族が安心して生活を送ることができる環境を整えていただきたい。

(5) 消防・防災対策の推進について

災害時の避難所での温かい食事提供は、避難所での生活の質を向上させ、被災者の心身の健康維持に貢献すると考えられる。調理可能な施設の建設やキッチンカーを所有する業者との協定締結を視野に入れ、災害に備えていただきたい。

地域の防災活動に関して、防災活動の担い手は消防団に限らず、地域全体と市民一人一人にも及ぶという認識が重要であり、この考え方を基に、地域全体で防災意識を高め、協力体制を構築することが求められる。この視点を踏まえた防災計画の見直しや、市民参加型の防災活動の推進を強化していただきたい。また、自主防災組織の資機材管理に関し、配布されている資機材の点検不足、備蓄品や在庫の確認漏れ、食料の賞味期限チェックなどの不徹底が懸念されるため、地域での自主的な日常点検の必要性和重要性を周知徹底していただき、自主防災組織の機能強化と地域の防災力向上を期待したい。

防犯カメラ設置に関する補助金について、防犯カメラは重要な防犯対策の一つであり、地域の安全性向上と市民の安心感醸成のため、設置を希望する地域の実態を踏まえた上で、県の補助金における制限件数に縛られず、市の独自財源確保も含めた積極的な支援を検討していただきたい。

南あわじ市の市内公共施設２７か所でクーリングシェルターを開設しているが、休日は閉館している施設もある。市民がいつでも危険な暑さから身を守れる環境整備に取り組むことで、市民の熱中症にかかるリスクの低減と安全確保が期待できる。特に休日の対応強化は重要であり、民間企業と提携するなど包括的な対策を検討していただきたい。

（６）教育の充実、文化・スポーツの振興と関係施設の整備について

小中学校における小規模校の再編計画について、学校の在り方を考えていくために設けられた基準に従って進める必要があるが、地域の意見も考慮し、何が最善なのかを慎重に見極め、柔軟かつ迅速な学校再編計画の立案を進めていただきたい。

部活動の地域移行について、今後の見通しに関する情報集約を保護者にわかりやすく情報提供していただきたい。そうすることで、地域移行に関する理解促進と円滑な実施が期待できる。また、指導者の負担軽減と地域の教育力向上の両立に焦点を当て、地域での持続可能な部活動受入れ体制の整備を実現していただきたい。

平和教育について、二度と戦争を起こさないための知識、思考力、判断力を身につけ、恒久的な平和を望む態度を培うために、戦争体験の資料を整理し、平和の尊さを子どもたちに伝えられる環境の整備をより充実させていただきたい。

淡路三原高校の受験者減少による定員割れが懸念される。この状況を受けて、定員が削減されると市内の中学３年生の約半数以上が市外の高校へ通学しなければならなくなり、通学費等、経済的な負担が発生することが予想されるため、現行の淡路三原高校の定員を維持していただくよう、県の教育委員会に要望していただきたい。

中学生の自転車通学時に、スピードを出し過ぎている自転車が非常に多く、通行している高齢者とぶつかりそうになり、危険な状況になっている。両者の命を守るといふ観点から、児童生徒に対して、交通安全に関する注意喚起を継続的に行っていただきたい。

市立図書館について、「図書館デザイン会議」で本の貸出だけではない図書館の可能性を考えるという取り組みは評価できるが、メインとなる市立図書館だけでなく、広田地区公民館図書室や湊地区公民館図書室についても注目すべきである。これらの図

書室の活用方法についても再考し、環境整備に力を入れていただきたい。

(7) 青少年の健全育成について

南あわじ市では義務教育期間の子どものひきこもり問題に対する支援体制は整備されているが、義務教育を終えた若者への支援体制が十分ではない。一人も取り残さず、寄り添えるきめ細やかな支援体制づくりとその強化、拡大に努めていただきたい。

(8) 選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会に関すること

投票率を向上させるための施策として、市内の事業所と協力し、投票済み証明書を持参した市民に対し、割引サービス等の特典を提供するような取り組みを検討していただきたい。また、選挙時の啓発について、市役所からの情報が届かない方や、何らかの理由で外出できず投票に行けない方がいるという問題が指摘されている。このような状況を改善するため、民生委員の巡回訪問の際に選挙公報や移動支援の案内をお願いするなど、幅広い情報を確実に届けることで、すべての有権者が平等に選挙参加の機会を得られるよう、きめ細やかな配慮を行っていただきたい。

4 事業評価

(1) 評価事業

「学ぶ楽しさに日本一」を目指した教育の実施に関する事業

(2) 調査研究

令和7年	4月21日	対象事業決定
	5月19日	委員会内協議、調査方法の決定
	6月18日	執行部からの説明、検証方法の決定
	7月24日	委員会内検証
	8月18日	評価結果及び提言のまとめ
	9月19日	評価結果及び提言の決定
	〃	委員長より評価結果及び提言を議長へ提出

(3) 事業評価の結果及び提言

別紙のとおり

令和7年度事業評価シート(委員会まとめ)

【総務文教常任委員会】

事業名	「学ぶ楽しさ日本一」を目指した教育の実施に関する事業
委員会評価	おおむね適正である 本事業は「学ぶ楽しさ日本一」を目指し、多様な学びの機会を提供することを通じて、子どもたちの主体的な成長を支えることを目的としている。 市民や現場のニーズ把握に一定の努力が見られる一方、その声の反映や双方向の対話がやや不十分であり、今後の改善の余地があると考ええる。また、各種事業の展開にあたり、地域性や対象によって取組の偏りが見られることも課題である。 事業には独自の工夫や意欲的な取り組みも見られるが、費用対効果や成果の「見える化」、継続的な効果検証の仕組みについては、さらに明確にしていく必要がある。 計画やビジョンとの整合性については、市の方向性との一致は一定程度確認されたものの、抽象的な表現が多く、市民への理解・共感を得るためには具体性のある説明が求められる。 全体として、本事業は教育を軸にした地域づくりへの可能性を秘めており、今後は市民とともに学びをつくる姿勢と、成果の検証・改善を重ねる柔軟な運営を期待する。
事業に係る提言	改善し継続する 本事業は「学ぶ楽しさ日本一」を掲げ、地域資源や多様な学びの機会を活かす点で意欲的な取り組みが進められている一方、いくつかの課題や改善の余地も見受けられる。 まず、取り組みの成果をより客観的に可視化し、継続的に評価・検証する仕組みの構築が求められる。また、地域や学校間で事業の浸透度や熱量に差があることから、全体のバランスを意識した支援体制と横のつながりを強化する必要がある。さらに、教育現場の負担軽減と、地域住民や保護者の理解と協力を得るためにも、事業の意義や成果を「見える化」し、発信することが重要である。 子どもたちの自己肯定感や探究心を育むための学びを継続的に展開していくには、単年度の施策にとどまらず、将来を見据えた中長期的な視点での計画と柔軟な改善が求められる。 教育の質の向上と地域全体で支える教育環境づくりの両立に向けて、今後も実効性のある工夫と対話を重ねてもらいたい。

(公 印 省 略)
令和7年9月26日

南あわじ市議会
議長 久 米 啓 右 様

産業厚生常任委員会
委員長 大 江 幸 司

委 員 会 調 査 報 告 書

第128回南あわじ市議会定例会において産業厚生常任委員の選任が行われて以後、開催された所管事務調査の経過及び結果を会議規則第108条の規定により、別紙のとおり報告いたします。

調 査 概 要

1 調査事件

- (1) 税の賦課徴収について
- (2) 生活環境の整備推進について
- (3) 福祉対策について
- (4) 介護保険と高齢化社会対策について
- (5) 医療体制と健康づくりの推進について
- (6) 商工業及び観光の振興について
- (7) 農業振興の推進について
- (8) 水産振興の推進について
- (9) 都市整備事業の推進について
- (10) 下水道事業の推進について
- (11) 農業委員会に関すること

2 調査の経過

令和6年11月21日、第128回南あわじ市議会定例会において産業厚生常任委員の選任が行われ、以後、10回にわたり委員会を開催し、その内8回、所管事務調査を行った。

調査事件について現状を把握するため、関係団体との意見交換や、先進的取り組みを行っている自治体等への管外調査を3日間にわたって実施した。

昨年度より実施している事務事業評価について、対象事業の検証と評価を行うため執行機関へのヒアリングや現地調査を行い、委員会より評価結果及び提言書を提出した。

(1) 所管事務調査のため開催した委員会

令和7年1月20日、2月13日、4月22日、5月16日、6月19日、7月29日、8月19日、9月22日

(2) 意見交換会

令和7年4月22日

○南あわじ市社会福祉協議会

・社会福祉協議会の現状と将来展望について

(3) 管外調査

令和7年5月21日～23日

○大阪府豊中市

- ・ごみの減量、リサイクルの取組について
- 京都府京都市（オムロン京都太陽㈱）
- ・障がい者雇用の取組について
- 和歌山県太地町
- ・海業推進の取組について

（４）管内調査

- 令和７年７月１１日
- 鳥獣対策の取組について
 - ・神代社家地区
 - ・阿万吹上地区
 - ・阿万塩屋地区

３ 調査の結果

（１）生活環境の整備推進について

今年度から、ごみの分別に製品プラスチックごみの区分が新たに追加された。これは、ごみの再資源化と減量化をさらに推進するための施策である。しかし、この取り組みの成功は市民の協力なくしては実現できない。現在建設中の広域ごみ処理施設の負担金の割合にも影響を与える可能性がある中、市民に対する分かりやすい説明や、ごみの分別に関する掲示物の工夫、さらに、事業系ごみの減量化に向けた啓発活動の強化に努められたい。

（２）福祉対策について

生活保護世帯の推移について、１月時点で２４７世帯、３１０人という状況であり、ここ数年横ばいで推移しているとのことである。高齢者が多い中、入院患者や施設入所者が増えているため、医療扶助費も増加しているとのことであるので、引き続き財源の確保に努めてほしい。

生活困窮者のエアコン助成について、今年度より３０件の見込みで予算が組まれているが、申請数にはまだ余裕があるようである。今後は実態も踏まえ、条件の見直し等も考慮しながら、暑い季節を乗り越えられるよう配慮願いたい。

（３）介護保険と高齢化社会対策について

今年度より試行実施されるｅチャリプロジェクトについて、市民の健康に寄与し環境保全につながるとのことであるが、交通安全の観点からもヘルメット着用は重要なことである。ヘルメット購入費用の県の助成がなくなった中、市民の声を十分に反映し、市においての支援を検討していただきたい。

老人クラブの在り方について、検討会議で協議を重ねているようであるが、やむなく解散となったクラブもあるとのことである。役員への成り手不足や負担感をで

きるだけ払拭し、興味が惹かれるような活動や事務の軽減を考慮いただき、コミュニティの維持を堅持していただきたい。

(4) 医療体制と健康づくりの推進について

今年度から、淡路医療センターの病床数が39床減少となっている。これは淡路島全体の人口減少などを理由に判断されたとのことだが、市民の間では不安が広がっている。また、島外の医療機関への通院にかかる交通費の負担増加を懸念する切実な声も聞かれる。今後は、高齢化社会の現状を踏まえた医療機関の在り方について協議していただき、安定した医療体制の維持に配慮していただきたい。

(5) 商工業及び観光の振興について

灘黒岩水仙郷の水仙については、夏の猛暑もあり開花時期が遅れたとのことである。来年度以降においては、地域で大切に育てた球根や市民からの寄付による球根などを積極的に移植していくとのことだが、シカなどの獣害による課題も多い中、引き続き地元の方や専門家と協力しながら、南あわじ市の冬の観光スポットでもある水仙郷の確立を図っていただきたい。

また、大鳴門橋自転車道の開通に向け、駐車場整備などオーバーツーリズム対策を計画しているようである。この事業においては、多額の投資に見合う効果を得られるよう、また市民生活の利便性につながるような事業計画の実施に努めていただきたい。

(6) 農業振興の推進について

近年、飼料代の高騰やエネルギー価格の上昇により、市内の酪農家等が激減している。これは市の基幹産業の一つであり、資源循環による一次産業の保護の観点からも、より一層の支援をしていただきたい。

高齢化や人口減少による農業者の減少や耕作放棄地の拡大を防ぎ、農地を守っていくための地域計画の策定が現在74集落で行われているようである。しかし、集落によっては高齢化や事務作業への苦手意識から策定に苦慮する集落もあるため、きめ細やかな支援をしていただきたい。

また、米価の高騰が続く中、市内の作付面積は昨年度より約94ha増加したとのことである。水稻の作付の維持施策として、市の規模に応じた共同化や経営体への機械補助、助成などを行っているようである。一次産業を守ることは自然環境や生態系の保全にも繋がり、環境に配慮した地域づくりにも寄与する。このため、農業者に寄り添った指導・助言に努めていただきたい。

(7) 都市整備事業の推進について

市営住宅の在り方について、今年度には住生活基本計画を策定予定とのことであるが、住宅を希望する市民の需要に対応しきれていない現状がある。過去には民間住宅の借り上げという案もあったが、検討はなされていない。

一方、さくら台団地については、平成27年ごろから湿気対策のため15戸が入居

停止となったままである。しかし、市営住宅の空き室の公募状況は2.1倍の応募がある状況である。市においては、必要な改修を早期に進め、改修後も入居可能な適切な判断のもと、住宅を希望する市民に対し、速やかな対応をお願いしたい。

いなりこ予算については、合併時より400万円の予算が確保され、対象が10万円未満の工事であったが、近年の物価高騰や労務費の上昇のため、令和6年度より対象が20万円未満の工事に変更となっている。これらの工事は危険箇所を補修し、事故等の未然防止につながるものであるので、市民からの申請は迅速に対応し、事業予算の増額についても検討願いたい。

4 事業評価

(1) 対象事業

有害鳥獣対策事業

(2) 調査研究

令和7年	4月22日	対象事業決定
	5月16日	委員会内協議
	6月19日	執行部ヒアリング
	7月11日	現地調査
	7月29日	執行部ヒアリング
	8月19日	評価結果、提言のまとめ
	9月22日	評価結果及び提言の決定
	〃	委員長より評価結果及び提言を議長へ提出

(3) 事業評価の結果及び提言

別紙のとおり

令和 7 年度事業評価シート(委員会まとめ)

【産業厚生常任委員会】

事業名	有害鳥獣対策事業
委員会評価	おおむね適正である
	本事業は、有害鳥獣による農作物被害や生活環境への影響といった地域課題に対し、現場の実状に即した対策を継続的に講じており、一定の成果が見られる。また、地域住民との連携を重視し、市民参画型の取り組みとして定着しつつある点も評価できる。捕獲数の目標達成や、防護柵・センサーなどの新技術導入など、費用対効果を意識した工夫も認められる。一方で、猟師の高齢化や担い手不足、捕獲後の処理体制など、構造的な課題は依然として残されており、これらへの戦略的対応が今後の重要な課題である。総合的に見て、本事業は南あわじ市の中長期的なビジョンや地域振興計画に合致した、実効性の高い事業であると評価される。今後は、成果の可視化と課題の継続的検証を通じて、より持続可能で効果的な体制整備が期待される。
事業に係る提言	改善し継続する
	本事業は、農作物被害の軽減や地域住民との連携といった面で一定の成果が見られ、地域課題に即した実効性ある取り組みとして評価される。一方で、猟師の高齢化や担い手不足、捕獲後の処理体制など、継続的な課題も明らかになっている。 今後は、事業の枠組みは維持しつつ、担い手の確保・育成支援や、ICT技術のさらなる導入、制度面での見直し等の改善を加えながら継続することが望ましい。とくに、成果の「見える化」を通じて地域の理解と協力を促進し、より効果的で持続可能な体制の構築が必要である。

(公 印 省 略)
令和 7 年 9 月 2 6 日

南あわじ市議会
議長 久 米 啓 右 様

議会運営委員会
委員長 蛭 子 智 彦

委 員 会 調 査 報 告 書

第 1 2 8 回南あわじ市議会定例会において議会運営委員の選任が行われて以後開催された所掌事務調査の経過及び結果を会議規則第 1 0 8 条の規定により、別紙のとおり報告いたします。

調 査 概 要

1 調査事件

- (1) 議会運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

2 調査の経過

令和6年11月21日、第128回南あわじ市議会定例会において議会運営委員の選任が行われ、以後、所掌事務調査申し出の承認を受け、12回にわたり委員会を開催し、議会運営に関する諸課題について調査を行った。

調査事件についての先進事例等を調査するため、山口県山陽小野田市議会、広島県東広島市議会、広島県三原市議会への管外調査を行った。

(1) 調査のため閉会中に開催した委員会

令和6年 12月16日

令和7年 1月15日、2月3日、2月14日、3月25日、4月15日、
4月18日、5月26日、6月24日、7月15日、8月5日、
8月22日

(2) 管外調査

令和7年6月30日～7月2日

○山口県山陽小野田市議会

議会改革の取組について

- ・政策提案特別委員会の取組
- ・デジタル化推進特別委員会の取組

○広島県東広島市議会

目的別事業群説明書を用いた予算決算時の審査について

- ・目的別事業群説明書について
- ・目的別事業群説明書を用いての審議について

○広島県三原市議会

議会改革の取組について

- ・議会の政策提言の取組
- ・タブレットを活用した議会運営

3 調査の結果

(1) 議会運営に関する事項

毎月定例的に委員会を開催し、本会議及び委員会の日程調整並びに議会運営についての協議を行った。その中で、議会の活動のあり方等について課題点を取り上げ、円滑で効率的な運営を図るため調査研究を行った。

タブレットの運用管理及び活用方法を調査するため、タブレット小委員会を適宜開催し、改選以降も現在使用しているタブレット端末と同等のものを引き続き使用することを決定した。今後も、議員活動のさらなる充実に向けて、議員全員のタブレットの操作技術の習得及び向上に努めていく。

議会が注視する事業について、様々な見地から検証を行い、評価し、執行機関へ提言を行う事業評価を実施し、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会において評価した結果及び提言を執行部へ提出した。

(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

地方自治法の一部改正により、地方議会に係る手続きのオンライン化が可能となり、災害時や介護・看護で委員会室に来ることができない場合でも委員の出席を可能にさせるため、南あわじ市議会会議規則及び南あわじ市議会委員会条例の一部を改正した。

南あわじ市議会会議規則について、議会が市民の意思を市政に反映させるべく、主体的な議会活動を行うために、各会派の多様な意見を活かした議会運営が行われることを企図して、各会派から少なくとも1人を議会運営委員に選出することができるよう、議会運営委員の定数を6人から8人に改正した。

また、議場システム更新に伴い、電子表決システムが導入されるため、表決の際、電子表決システムを利用できるように改正した。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、南あわじ市議会の個人情報の保護に関する条例及び同条例施行規程の一部を改正した。

時代の経過とともに最近では一般的に使用されていない語句を見直すため、南あわじ市議会傍聴規則の一部を改正した。

(3) 議長の諮問に関する事項

南あわじ市議会議員研修会では、7月9日に地方議員研究会統括コンサルタントの川本達志氏を招き、「役所を動かす質問の仕方」をテーマに研修を受けた。

また、淡路議会議員研修会が、7月22日に五色文化ホールにて開催され、NPO 法人学習学協会 代表理事、らーのろじー株式会社 代表取締役の本間正人氏による「地域の未来を創る双方向のコミュニケーション」についての講演に参加し、研修を受けた。

(公 印 省 略)
令和7年9月19日

南あわじ市議会議長 久 米 啓 右 様

総務文教常任委員長 阿 部 守

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第108条の規定により報告します。

記

議 案 番 号	件 名	結 果
議 案 第 5 6 号	令和7年度南あわじ市一般会計補正予算（第3号）	原 案 可 決
議 案 第 5 7 号	南あわじ市職員の育児休業等に関する条例及び南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議 案 第 5 8 号	南あわじ市議会議員及び南あわじ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議 案 第 5 9 号	南あわじ市淡路鳴門岬公園開発基金条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議 案 第 6 2 号	南あわじ市デジタル防災行政無線システム再整備工事請負契約の締結について	原 案 可 決
議 案 第 6 3 号	物品売買契約の締結について（浄水器付大型自走式水洗トイレカー）	原 案 可 決

(公 印 省 略)
令和7年9月22日

南あわじ市議会議長 久 米 啓 右 様

産業厚生常任委員会委員長 大 江 幸 司

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第108条の規定により報告します。

記

議 案 番 号	件 名	結 果
議 案 第 6 0 号	南あわじ市印鑑条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議 案 第 6 1 号	南あわじ市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議 案 第 6 4 号	字の区域の変更について（八幡北地区）	原 案 可 決
議 案 第 6 5 号	市道路線の認定について	原 案 可 決
議 案 第 6 6 号	市道路線の変更について	原 案 可 決
議 案 第 6 7 号	財産の譲与について（生産物直売所丸山漁港「魚彩館」）	原 案 可 決
議 案 第 6 8 号	財産の譲与について（丸山漁業活性化センター）	原 案 可 決
議 案 第 6 9 号	損害賠償額の決定及び和解について	原 案 可 決

(公 印 省 略)
令和7年9月17日

南あわじ市議会議長 久 米 啓 右 様

決算審査特別委員会委員長 長 船 吉 博

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、会議規則第108条の規定により報告します。

記

議 案 番 号	件 名	結 果
認 定 第 1 号	令和6年度南あわじ市一般会計決算の認定について	認 定
認 定 第 2 号	令和6年度南あわじ市国民健康保険特別会計決算の認定について	認 定
認 定 第 3 号	令和6年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	認 定
認 定 第 4 号	令和6年度南あわじ市介護保険特別会計決算の認定について	認 定
認 定 第 5 号	令和6年度南あわじ市土地開発事業特別会計決算の認定について	認 定
認 定 第 6 号	令和6年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計決算の認定について	認 定
認 定 第 7 号	令和6年度南あわじ市国民宿舎事業特別会計決算の認定について	認 定
認 定 第 8 号	令和6年度南あわじ市広田財産区特別会計決算の認定について	認 定

議 案 番 号	件 名	結 果
認 定 第 9 号	令和6年度南あわじ市福良財産区特別会計決算の認定について	認 定
認 定 第 10 号	令和6年度南あわじ市北阿万財産区特別会計決算の認定について	認 定
認 定 第 11 号	令和6年度南あわじ市沼島財産区特別会計決算の認定について	認 定
認 定 第 12 号	令和6年度南あわじ市下水道事業会計決算の認定について	認 定

(公 印 省 略)
令和7年9月19日

南あわじ市議会議長 久 米 啓 右 様

総務文教常任委員長 阿 部 守

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託の請願を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第138条第1項の規定により報告します。

記

請 願 番 号	件 名	結 果
請 願 第 1 号	子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、カリキュラム・オーバーロードの解消と2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について	採 択

発委第3号

(公 印 省 略)

令和7年9月26日

南あわじ市議会議長 久米 啓右 様

提出者

総務文教常任委員会委員長 阿 部 守

子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、カリキュラム・オーバーロードの解消と2026年度政府予算に係る意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条第2項の規定により提出します。

子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、カリキュラム・オーバーロードの解消と2026年度政府予算に係る意見書

厳しい財政状況の中、独自財源を活用して人的措置等を実施する自治体も存在する一方で、自治体間で教育格差が生じることが深刻な問題となっています。義務教育費国庫負担制度に関しては、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた経緯があり、国としては、全国どこに住む子どもでも一定水準の教育を受けられることを憲法上の要請としています。

また、現在、学校現場では貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置などといった多岐にわたる課題が山積しており、文部科学省の調査（20年度）では小・中・高をあわせた不登校児童・生徒数が41万人を超え、特に小・中学校で11年連続増加し過去最高となっている現状があります。そのような中で、子どものゆたかな学びと育ちを保障するための十分な教材研究や授業準備の時間を確保することが困難になっています。学校の働き方改革を推進するためには、加配教員の増員や少数職種の配置改善を含む教職員定数の見直しが不可欠です。

さらに、現状の教育課程基準に沿って設定された学校のカリキュラムは、授業の時数と内容が過度に詰め込まれているため、子どもも教職員も極めて大きな負担を強いられている状態です。このため、次期学習指導要領では内容の精選と標準授業時数の削減が強くもとめられます。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

1. 子どものゆたかな学びと育ちを保障するため、授業の時数と内容が

過度に詰め込まれている状態の早期改善にむけ、学習指導要領の内容の精選等をおこなうこと。

2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

3. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

4. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減はおこなわないこと。

5. 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、すべての自治体で定年引き上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月26日

兵庫県南あわじ市議会議長 久 米 啓 右

意見書提出先

衆議院議長	額 賀 福 志 郎 様 〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-7-1
参議院議長	関 口 昌 一 様 〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-7-1
内閣総理大臣	石 破 茂 様 〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1
財務大臣	加 藤 勝 信 様 〒100-8940 東京都千代田区霞が関 3-1-1
総務大臣	村 上 誠 一 郎 様 〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第 2 号館
文部科学大臣	あ べ 俊 子 様 〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

提出の理由

教育の質と機会均等を確保するため、国は財政支援を強化し、自治体間の格差解消に取り組む必要があります。現在、学校現場では不登校や教職員の長時間労働など多くの課題が山積しており、教育環境の改善が急務です。そのために、教職員定数の見直しや少人数学級の実現、働き方改革の推進が求められています。

また、過密なカリキュラムによる負担軽減のため、次期学習指導要領では内容の精選と授業時数の削減が必要とされています。これらの課題に対応し、子どもたちの豊かな学びと成長を保障するため、国会と政府に対して、地方教育行政の実情を踏まえた具体的な措置を講じるよう要請します。

よって、国において地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう意見書を関係機関に提出するものです。

発委第4号

(公 印 省 略)

令和7年 9月26日

南あわじ市議会議長 久 米 啓 右 様

提出者

議会運営委員長 蛭 子 智 彦

南あわじ市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条第2項の規定により提出します。

南あわじ市議会規則第 号

南あわじ市議会会議規則の一部を改正する規則

南あわじ市議会会議規則（平成 17 年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 68 条の見出し中「起立」を「電子表決システム等」に改め、同条第 1 項本文中「問題を可とする者を起立させ、起立者」を、「電子表決システムにより、問題を可とする者」に改め、同条中第 2 項を第 4 項とし、同項の前に次の 2 項を加える。

2 電子表決システムによる表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。

第 74 条中「議長は、起立の」を「議長は、電子表決システム又は起立の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

南あわじ市議会会議規則新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
第1条～第67条 略 (<u>起立</u>による表決) 第68条 議長が表決を採ろうとするときは、<u>問題を可とする者を起立させ、起立者の</u>多少を認定して可否の結果を宣告する。 <u>2</u> 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。 第69条～第73条 略 (簡易表決) 第74条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、<u>議長は、起立の</u>方法で表決を採らなければならない。 第75条以下 略	第1条～第67条 略 (<u>電子表決システム等</u>による表決) 第68条 議長が表決を採ろうとするときは、<u>電子表決システムにより、問題を可とする者の</u>多少を認定して可否の結果を宣告する。 <u>2</u> <u>電子表決システムによる表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。</u> <u>3</u> <u>第1項の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。</u> <u>4</u> 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。 第69条～第73条 略 (簡易表決) 第74条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、<u>議長は、電子表決システム又は起立の</u>方法で表決を採らなければならない。 第75条以下 略	

提出の理由

この規則の一部改正は、議場システムの更新により電子表決システムが導入されることに伴い、起立表決を常としていた表決方法を電子表決システムを常とするものに変更するため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの規則の施行日を公布の日と定めています。

議 員 派 遣 申 出 書

令和7年9月26日 定 例 会

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第162条の規定により議員を派遣する。

1 南あわじ市戦没者追悼式

- (1) 目 的 追悼式
- (2) 派遣場所 文化体育館
- (3) 期 間 令和7年10月5日
- (4) 派遣議員 全議員

2 道の駅「うずしお」修祓式及び竣工式

- (1) 目 的 修祓式・竣工式
- (2) 派遣場所 道の駅「うずしお」駐車場
- (3) 期 間 令和7年10月16日
- (4) 派遣議員 全議員

3 暴力追放・安全安心まちづくり市民大会

- (1) 目 的 市民大会
- (2) 派遣場所 市役所
- (3) 期 間 令和7年10月18日
- (4) 派遣議員 議長、総務文教常任委員

(公 印 省 略)

令和 7 年 9 月 9 日

南あわじ市議会

議長 久 米 啓 右 様

議会運営委員会

委員長 蛭 子 智 彦

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要する
ものと決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 議会運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

(公 印 省 略)

令和 7 年 9 月 1 9 日

南あわじ市議会

議長 久 米 啓 右 様

総務文教常任委員会

委員長 阿 部 守

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 市の総合的企画、調整について
- (2) 行財政計画について
- (3) 市有財産の維持管理と財源の確保について
- (4) 情報化の推進について
- (5) 離島振興対策について
- (6) 国際交流及び友好市町の調査について
- (7) 人権施策について
- (8) 消防・防災対策の推進について
- (9) 教育の充実、文化・スポーツの振興と関係施設の整備について
- (10) 青少年の健全育成について
- (11) 選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会に関すること

(公 印 省 略)

令和 7 年 9 月 2 2 日

南あわじ市議会

議長 久 米 啓 右 様

産業厚生常任委員会

委員長 大 江 幸 司

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要する
ものと決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 税の賦課徴収について
- (2) 生活環境の整備推進について
- (3) 福祉対策について
- (4) 介護保険と高齢化社会対策について
- (5) 医療体制と健康づくりの推進について
- (6) 商工業及び観光の振興について
- (7) 農業振興の推進について
- (8) 水産振興の推進について
- (9) 都市整備事業の推進について
- (10) 下水道事業の推進について
- (11) 農業委員会に関すること

(公 印 省 略)

令和 7 年 9 月 1 1 日

南あわじ市議会

議長 久 米 啓 右 様

議会広報広聴常任委員会

委員長 長 江 和 代

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要する
ものと決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 議会広報誌に関する事項
- (2) 議会報告会に関する事項
- (3) 議会ホームページに関する事項
- (4) 議会ライブ配信、録画配信に関する事項
- (5) その他議会広報広聴活動に関する事項